

社会医療法人美杉会
美杉会介護福祉士実務者研修講座（通信課程） 学則

(設置目的)

第1条 介護福祉士実務者の養成施設として、実務経験のみでは修得できない知識・技術の修得を目的とする。

(名称)

第2条 当講座の名称は、「美杉会介護福祉士実務者研修講座（通信課程）」（以下「当講座」という。）

(位置)

第3条

(1) 当講座の所在地は、大阪府枚方市養父東町65番1号に置く。

(2) 面接授業の会場は 下記4カ所にて実施する。

- | | |
|--------------|---------------|
| ・佐藤病院 | 枚方市養父東町65番1号 |
| ・介護老人保健施設美杉 | 枚方市西招提町2166番地 |
| ・特別養護老人ホーム美来 | 交野市倉治4-40-7 |
| ・特別養護老人ホーム美郷 | 枚方市西招提町1253番地 |

(修業年限)

第4条

(1) 当講座の修業年限は、受講者の保有資格に応じて次の通りとする

無資格者、介護職員初任者研修、 訪問介護員2級課程、訪問介護員3級課程	6カ月
訪問介護員1級課程	3カ月
介護職員基礎研修課程	2カ月

(2) 疾病その他やむを得ない理由がある場合、修了年限を1年延長にすることができる。

(定員及び学級数)

第5条 入所定員は1コースの定員を20名とし、学級数は2学級とする。

(課程修了の認定方法、養成課程の科目、教育に含むべき到達目標)

第6条

(1) テキスト及びeラーニングによる自宅学習（通信課程）とスクーリングによる学習（面接授業）の修了条件を全て満たすと、修了の認定となる。前項の修了を認定された者に修了書を交付する。

(2) 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知（以下「国指針」という。）別表5」に定める内容に準拠する。

(養成課程の種類及び通信養成を行う地域)

第7条

- (1) 養成課程の種類は通信課程とする。
- (2) 通信養成を行う実施地域は大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、滋賀県とし、面接授業は、当講座が定めた実施場所及び日程で実施する。

(学習の評価方法)

第8条

- (1) 履修科目及び方法は別表1に定めるところとする。
- (2) eラーニングでは、A：90点以上、B：80点以上、C：70点以上、D：70点未満の4段階で評価する。D評価は不合格とし課題再提出なる。C判定以上の判定が出ない場合は次の課題へは進めず、課題の再提出及び再評価を行う。
- (3) 面接授業は全日程に参加し、実技の評価で合格すること、筆記試験で70点以上とすることとする。授業開始から10分以上遅れた場合は欠席とする。当講座の総合的な修得度の評価は、面接授業において行うこととし、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。
- (4) 医療的ケアは、演習の全てに参加し、一定の基準に達すること。

(科目免除)

第9条 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、別表2に定めるところにより科目を免除することができる。

(休業日)

第10条 次に掲げる日には、授業は行わない。

- (1) 年末年始 12月30日～1月3日
- (2) 天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと当講座が認める日

(開講時期)

第11条 開講の時期は、各コースの研修開始日とする。

(受講資格と受講者の選考)

第12条

- (1) 高齢者及び身体障害者を対象とした介護サービスに従事することを希望する者で、満16歳以上であることとする。
- (2) 入所の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前項の要件を満たし面接授業に全日程参加できることが認められるものにつき入所決定する。
ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(受講手続)

第13条 受講申込書に、本人であることを証明できる書類(免許証の写等)及び以下の修了証・免許証等を保有している場合は、写しを添付して行うものとする。

- ・訪問介護員1級及び2、3級課程
- ・介護職員初任者研修
- ・介護職員基礎研修課程
- ・喀痰吸引研修修了者（1号・2号）
- ・認知症実践者研修修了者
- ・看護師・准看護師免許保有者

(退講、休講及び復講)

第14条

- (1) 退講しようとする者は、当講座の許可を得るものとする。
- (2) 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにし、当講座の長の許可を得るものとする。
- (3) 前項により休講が認められていた者が、復講しようとするときは、当講座の長の許可を得るものとする。

(補講)

第15条 面接授業を欠席した場合、次の対応を行うことで出席扱いとする。

- (1) 補講することにより出席とする。
その場合、補講料は3,000円（税込・1時間あたり）とする。
- (2) 修了年限を1年延長し、次回講座にて欠席した面接授業を受講することにより出席扱いとする。その場合、補講料は1,500円（税抜）とする。

(受講料及び支払方法)

第16条 当講座の受講料は、受講者の保有資格に応じて次の通りとする

一 無資格者	98,000円
二 介護職員初任者研修	76,000円
三 訪問介護員1級課程	63,000円
四 訪問介護員2級課程	76,000円
五 訪問介護員3級課程	98,000円
六 介護職員基礎研修課程	63,000円

(上記はすべて税金・テキスト代を含む)

(解約の条件および返金の有無)

第17条

- (1) 指定期日までに入金がない場合、連絡することにより無条件で解約することができる。
- (2) 開講一週間前を過ぎての受講辞退、講座途中で研修をやめる場合、原則返金の必要はないものとする。

(3) 応募者が規定人数に満たなかった場合は、開講を中止する場合がある。この場合は受講料を全額返金するものとする。

(教職員の組織)

第18条 当講座に責任者、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員をおく。

(賞罰)

第19条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停講又は退講処分をすることができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者
- (3) 第4条に定める在籍年限を過ぎた者

(受講者の個人情報の取扱)

第20条

- (1) 受講者の個人情報は当講座以外では一切使用せず、提出された書類についてはそれぞれ定められた期間内で当法人が保管を行う。

研修修了者管理簿	永年
申込書	
修了証の写し	5年
その他関係書類	

(使用教材)

第21条

- ・実務者研修テキスト全8巻セット（日本医療企画）
- ・eラーニングシステム「e-JMP Garden」（日本医療企画）
- その他研修において必要な物品、機材

(受講中の事故等についての対応)

第22条 損害保険ジャパン日本興亜株式会社（ウォームハート）に加入している。

(修了書を亡失・き損した場合の取扱い)

第23条

修了書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。
但し、再発行料金として1,000円申し受けるものとし、受け取りは原則本人が当法人に來訪するものとする。

(施行細則)

第24条

この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、責任者が別にそれを定める。

(附則)

- 1 この学則は、2022年 5月11日から施行する。
- 2 この学則は、2023年 5月17日から一部変更訂（第15条）
- 3 この学則は、2024年 5月15日から一部変更訂（第3条、第15条）
- 4 この学則は、2024年 8月 1日から一部変更訂（第5条）

(別表1) 科目及び履修方法

【自宅学習（通信課程）】

指定規則に定める科目及び時間数	時間数	履修方法
人間の尊厳と自立（5）	5	テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、当講座が提示するeラーニングシステムに回答(送信)させ、履修する。
社会の理解I（5）	5	同上
社会の理解II（30）	30	同上
介護の基本I（10）	10	同上
介護の基本II（20）	20	同上
コミュニケーション技術（20）	20	同上
生活支援技術I（20）	20	同上
生活支援技術II（30）	30	同上
介護過程I（20）	20	同上
介護過程II（25）	25	同上
発達と老化の理解I（10）	10	同上
発達と老化の理解II（20）	20	同上
認知症の理解I（10）	10	同上
認知症の理解II（20）	20	同上
障害の理解I（10）	10	同上
障害の理解II（20）	20	同上
こころとからだのしくみI（20）	20	同上
こころとからだのしくみII（60）	60	同上
医療的ケア（50）	50	同上
合 計	405	

【スクーリング（面接授業）】

指定規則に定める科目及び時間数	当講座時間数	履修方法
医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養演習（規定回数）	13	面接授業にて履修する。
介護過程III（45）	45	面接授業にて履修する。
合 計	58	

(別表2) 他研修等の修了認定に基づく履修免除

科目	時間数	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修
			1級	2級	3級	
人間の尊厳と自立	5	—	—	—	—	—
社会の理解Ⅰ	5	—	—	—	—	—
社会の理解Ⅱ	30	○	—	○	○	—
介護の基本Ⅰ	10	—	—	—	○	—
介護の基本Ⅱ	20	○	—	—	○	—
コミュニケーション技術	20	○	—	○	○	—
生活支援技術Ⅰ	20	—	—	—	—	—
生活支援技術Ⅱ	30	—	—	—	○	—
介護過程Ⅰ	20	—	—	—	○	—
介護過程Ⅱ	25	○	—	○	○	—
発達と老化の理解Ⅰ	10	○	—	○	○	—
発達と老化の理解Ⅱ	20	○	—	○	○	—
認知症の理解Ⅰ	10	—	—	○	○	—
認知症の理解Ⅱ	20	○	—	○	○	—
障害の理解Ⅰ	10	—	—	○	○	—
障害の理解Ⅱ	20	○	—	○	○	—
介護過程Ⅲ	45	○	○	○	○	—
こころとからだのしくみⅠ	20	—	—	—	○	—
こころとからだのしくみⅡ	60	○	—	○	○	—
医療的ケア	50	○	○	○	○	○
医療的ケア(演習)	規定回数(13)	○	○	○	○	○
合 計	463	333	108	333	433	63

(－：免除科目)

- ・喀痰吸引等研修（1号・2号）修了者、看護師・准看護師免許保有者の方は、医療的ケア（演習含む）が免除になります。
- ・認知症実践者研修修了者の方は、認知症の理解Ⅰ・Ⅱが免除になります。